

5 高福第 2880 号
令和 5 年 10 月 6 日

各市町村（名古屋市を除く）認知症施策担当課長 殿
各広域連合認知症施策担当課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 6 年度以降の認知症介護基礎研修の義務化について（通知）

日頃は、本県の認知症施策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度の介護報酬改定に伴い、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講するための必要な措置を講じることが義務付けられました。

経過措置として今年度までは努力義務とされていますが、令和 6 年度以降は義務となりますので、貴市町村（広域連合）管内の介護サービス事業者に対象職員の受講を計画的に進めるよう改めて周知していただきますようお願い申し上げます。

記

1 実施方法

本県指定法人の認知症介護研究・研修仙台センターの e ラーニングにより実施

2 対象

介護保険施設・事業者等が介護サービスを提供する全ての事業所（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等（既に医療・福祉関係の資格を有する者も受講可）

3 受講料

3,000 円

4 申込方法

認知症介護基礎研修 e ラーニングシステム（仙台センターホームページ）から受講申込
仙台センターホームページ（<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>）

<留意事項>

・受講申込みにあたって、所属先の「事業所コード」が必要となるため、上記ホームページより事業所責任者が登録を行うこと。

- ・事業所コードの発行には介護保険事業所番号が必要となるため、介護保険事業所番号のない住宅型有料老人ホーム等の施設が受講を希望する場合には、地域包括ケア・認知症施策推進室 認知症施策推進グループまで事前に連絡すること。
- ・申込の流れ等についてはリンク先の「操作マニュアル（認知症介護基礎研修受講者用）」を参照すること。
- ・eラーニングシステムや受講手続等について問合せたい場合には、認知症介護基礎研修 eラーニングシステムトップページ「問い合わせフォーム」から行うこと。

5 その他

対象職員の具体例等については、厚生労働省作成のQ&A集等を御参照の上、御不明な点がございましたら地域包括ケア・認知症施策推進室 認知症施策推進グループまでお問合せください。

担当 地域包括ケア・認知症施策推進室
認知症施策推進グループ（田中）
電話 052-954-6310（ダイヤルイン）